

沿岸警ら隊の運用等に関する訓令

[最終改正 令和3年11月19日 本部訓令第27号]

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 運用（第10条－第15条）

第3章 点検整備（第16条）

第4章 雑則（第17条－第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、機動警ら課沿岸警ら隊（以下「沿岸警ら隊」という。）の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 沿岸警ら隊を構成する警察職員（以下「沿岸警ら隊員」という。）の勤務については、地域警察運営に関する訓令（平成7年京都府警察本部訓令第1号。以下「地域訓令」という。）その他の規程に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（任務）

第3条 沿岸警ら隊は、警察用船舶及び警察用水上オートバイ（以下「警察用船舶等」という。）を効果的かつ円滑に運用して、第15条に定める連携により本部執行隊として一元的に水上警察活動に当たることを任務とする。

（編成）

第4条 沿岸警ら隊は、隊長、隊長補佐及び隊員をもって編成する。

（活動拠点及び呼称）

第5条 沿岸警ら隊に置かれている各係の活動拠点は、次の各号に掲げる係に応じて、それぞれに定める警察署とする。

(1) 第一係 舞鶴警察署

(2) 第二係 宮津警察署

(3) 第三係 京丹後警察署

2 沿岸警ら隊に置かれている各係は、その活動拠点とする警察署の名称の一部（舞鶴警察署にあつては「舞鶴」、宮津警察署にあつては「宮津」、京丹後警察署にあつては「京丹後」）に「隊」を付して呼称することができる。

（隊長の職務）

第6条 機動警ら課に所属する隊長は、機動警ら課長の命を受け、沿岸警ら隊の事務を統括するとともに、沿岸警ら隊として運用する場合においては、舞鶴、宮津及び京丹後の各警察署（以下「沿岸警察署」という。）の長（以下「沿岸警察署長」という。）が指揮監督する場合を除き、隊員を指揮監督して効果的かつ円滑な水上警察活動の実施に当たるものとする。

（隊長補佐の職務）

第7条 隊長補佐（沿岸警ら隊隊長補佐として兼務を命じられた沿岸警察署の地域課長をいう。以下同じ。）は、効果的かつ円滑な水上警察活動の実施に当たっては、他の係の活動内容を把握するため、他の隊長補佐と必要な調整を行うものとする。

（隊員）

第8条 隊員は、沿岸警察署員のうち、機動警ら課に兼務を命じられた者をもって充てる。

2 警察官の隊員は、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の規定により警察官に与えられている任務及び権限に基づいて、水上警察活動に当たるものとする。

3 警察官以外の隊員は、船員法（昭和22年法律第100号）に定める船員として、その身分上において可能な範囲で水上警察活動に当たるものとする。

（一元的運用）

第9条 機動警ら課長は、沿岸警ら隊として水難、自然災害、不審な船舶等に対する初動警察活動、総合的な訓練その他の特別な活動を行う必要があると認めるときは、当該活動に従事させようとする隊員を指揮監督する沿岸警察署長と協議の上、一元的に沿岸警ら隊を運用し、当該隊員に特別勤務として従事させることができる。

第2章 運用

（活動区域）

第10条 沿岸警ら隊の活動区域は、地域訓令第48条第1項の規定により定められた警ら水域及びその水域に接する京都府下の沿岸区域とする。

（月間活動計画）

第11条 機動警ら課長は、沿岸警ら隊による水上警察活動に間隙を生じさせない体制を確立するため、地域訓令第12条に規定する月間活動計画の内容について、計画を策定する沿岸警察署長と必要な協議を行うものとする。

2 沿岸警察署長は、前項の協議により隊員に係る月間活動計画を策定したときは、速やかに、その写しを機動警ら課長に送付するものとする。

（当務日活動計画）

第12条 隊長は、地域訓令第13条に規定する当務日活動計画の策定に当たって、隊長補佐に対し、沿岸警ら隊の活動に関する具体的な指示を行うことができる。

2 隊長補佐は、隊員に係る当務日活動計画を策定し、自所属の警察署長の承認を受けたときは、速やかに、その写しを隊長に送付するものとする。

3 隊長補佐は、前項の規定により送付した当務日活動計画の内容に変更が生じたときは、速やかに電話その他の方法により、隊長に連絡するものとする。

（派遣）

第13条 所属長は、沿岸警ら隊の派遣を必要とするときは、沿岸警ら隊派遣要請書（別記様式）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に沿岸警ら隊の派遣を要請（機動警ら課長経由）することができる。ただし、急を要するときは、電話その他の方法によることができるものとし、この場合においては、事後速やかに沿岸警ら隊派遣要請書を機動警ら課長に送付するものとする。

2 機動警ら課長は、前項の要請がない場合であっても、沿岸警ら隊を派遣させる必要が

あると認めるときは、本部長に派遣を申し出ることができる。

3 本部長は、第1項の要請又は前項の申出を受けた場合において、沿岸警ら隊の派遣が必要であると認めるときは、派遣要員である隊員を指揮監督する沿岸警察署長に対し、当該隊員を沿岸警ら隊として派遣するよう命じるものとする。

4 前項の命令を受けた沿岸警察署長は、沿岸警ら隊の派遣に応じるものとする。

5 前項の規定により派遣された沿岸警ら隊は、派遣を受けた所属長がこれを指揮するものとする。ただし、機動警ら課長が沿岸警ら隊を直接指揮することが相当と認められる場合は、機動警ら課長の指揮下において運用することができる。

(派遣結果の報告)

第14条 隊長は、前条の規定により派遣が行われたときは、その結果を機動警ら課長、派遣を受けた所属長及び派遣を行った沿岸警察署長に報告するものとする。

(連携)

第15条 機動警ら課長は、迅速かつ的確な初動警察活動を行うことができるよう、沿岸警察署長、地域課長、通信指令課長その他の関係所属長と緊密な連携を保ち、相互に協力しなければならない。

2 隊長は、迅速かつ的確な初動警察活動を行うことができるよう、自動車警ら隊長及び航空隊長と緊密な連携を保ち、相互に協力しなければならない。

3 沿岸警ら隊員は、海上保安庁、税関、出入国在留管理庁、漁業協同組合その他の水上警察活動に係る機関・団体（以下「関係機関・団体」という。）と緊密な連携を保ち、効果的かつ円滑に水上警察活動を行うものとする。

第3章 点検整備

(点検整備)

第16条 沿岸警察署長は、警察用船舶等の点検を確実に行わなければならない。

2 沿岸警察署長は、警察用船舶等の安全な運航を図るため、あらかじめ定められた整備計画により、これらの整備を確実に行わなければならない。

3 機動警ら課長は、常に警察用船舶等を運航できる体制を確立するため、前2項の点検整備に関して必要な調整を行うものとする。

第4章 雑則

(沿岸警ら隊員の心得)

第17条 沿岸警ら隊員は、次に掲げる事項に留意して、その身分上において可能な範囲で勤務しなければならない。

(1) 活動区域における違法行為については、沿岸警察署、自動車警ら隊、航空隊その他関係所属と連携し、犯罪検挙に当たること。

(2) 通信機能を最高度に活用し、効果的かつ円滑に水上警察活動を行うこと。

(3) 海事関係法令を遵守して安全運航を励行し、海上における事故の防止に努めること。

(4) 職務の執行に当たっては、装備資機材の活用を図るなど、受傷事故防止に努めること。

(5) 沿岸警ら隊員以外の者が警察用船舶等に搭乗する場合は、特にその安全を確保すること。

(教養訓練)

第18条 機動警ら課長は、必要に応じ、沿岸警ら隊員を招集して教養を行うものとする。

この場合において、教養は、自動車警ら隊員及び航空隊員とともに行うことに配慮するものとする。

2 機動警ら課長は、自動車警ら隊、沿岸警ら隊及び航空隊が一体となって初動警察活動を行うことができるよう、沿岸警察署長、地域課長、警備第一課長その他の関係所属長との協議及び関係機関・団体と連携して、初動警察活動に関する訓令（平成24年京都府警察本部訓令第2号）第11条第1項の規定により部隊運用に関する訓練を行うものとする。この場合において、訓練は、事件・事故の発生状況等の治安情勢を勘案して行うものとする。

3 隊長は、自動車警ら隊長及び航空隊長との協力及び関係機関・団体との連携により、部隊運用に関する訓練を反復して行うものとする。

4 隊長補佐は、沿岸警ら隊員以外の警察官が職務を執行するため一時的に搭乗する場合に備えて、各種事故防止に配慮した搭乗訓練計画を策定するものとする。

(専決)

第19条 この訓令に定める本部長の事務のうち、第13条第1項の要請の受理、同条第2項の申出の受理及び同条第3項の命令について、地域部長に専決させることができる。

(細部事項)

第20条 この訓令に定めるもののほか、沿岸警ら隊の運用等に関し必要な細部事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿 (機動警ら課長経由)		第 号 年 月 日 長			
沿岸警ら隊派遣要請書					
沿岸警ら隊の派遣を次のとおり要請します。					
要 請 年 月 日					
要 請 水 域 (海洋又は河川)					
要 請 理 由					
要 請 の 内 容 (<input type="checkbox"/> 警察用船舶等のみ <input type="checkbox"/> 隊 員 の み <input type="checkbox"/> 両 方)	沿岸警ら隊	警察用船舶等	隊 員	要 請 種 別	
	<input type="checkbox"/> 第一係 (舞鶴隊)	<input type="checkbox"/> ゆ ら <input type="checkbox"/> おおうら	<input type="checkbox"/> 警 察 官 <input type="checkbox"/> 一般職員	<input type="checkbox"/> 捜 査 <input type="checkbox"/> 訓 練	<input type="checkbox"/> 捜 索 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 第二係 (宮津隊)	<input type="checkbox"/> た ん ご <input type="checkbox"/> みずなぎ I	<input type="checkbox"/> 警 察 官 <input type="checkbox"/> 一般職員	<input type="checkbox"/> 捜 査 <input type="checkbox"/> 訓 練	<input type="checkbox"/> 捜 索 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 第三係 (京丹後隊)	<input type="checkbox"/> はやぶさ 1 <input type="checkbox"/> はやぶさ 2 <input type="checkbox"/> はやぶさ 3	<input type="checkbox"/> 警 察 官	<input type="checkbox"/> 捜 査 <input type="checkbox"/> 訓 練	<input type="checkbox"/> 捜 索 <input type="checkbox"/> その他
合流(搭乗)場所					
要請所属責任者					
要請所属従事者 (操船者(有資格者限定) 搭乗者)					
要請所属連絡担当者	係名				
	階級		氏名		警電

- 注 1 航路その他要請に必要な資料を添付すること。
- 2 要請所属従事者欄は、警察用船舶等のみを要請する場合に、操船者等を記載すること。